

ホームページ管理運用規程

(総則)

第1条 この規程は、第一東京市立中学校・東京都立九段中学校・東京都立九段高等学校・千代田区立九段中等教育学校の卒業生(正会員)と旧・現教職員(特別会員)(以下、総称して「本会会員」という)で構成する同窓会菊友会(以下、「本会」という)のホームページの運用管理について定める。

(目的)

第2条 本会のホームページは本会と本会会員との積極的な情報交流を図るために必要な情報を提供し、本会会員相互の交流を深め同窓会活動の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 ホームページの運用は本会情報委員会がこれにあたる。

2. 情報委員会はホームページの運用を円滑に行うため、事務局及び本会各委員会との連携を図り、運用の実務にあたる。

(業務委託)

第4条 ホームページの運用に当たって、第三者に作業の実務を委託することができる。業務委託先は、理事会にて事前承認を得るものとする。

(情報の管理基準)

第5条 ホームページに掲載する情報の内容並びに管理については、次に定める基準による。

1. ホームページに掲載する情報は、次の条件を満たすものとする。
 - (1) 本規程第2条の目的に則った情報であること
 - (2) 本会の役員・評議員会・理事会等の総括的な情報については本会の理事会の承認を得たものであること
 - (3) 本会各委員会の情報は当該委員長の承認を得たものであること
 - (4) 本会事務局関連の情報は総務企画委員長の承認を得たものであること
 - (5) 本会会員または本会関連団体からの情報は情報委員長が適切と認めたものであること。また、情報委員長は必要に応じて理事会の承認を得るものとする。
 - (6) 公共性があり、情報委員会が同窓会活動に有益と認めた情報
2. 次の各号に挙げる情報はこれを掲載しない。
 - (1) 法令及び公の秩序または風俗を乱す恐れがあるもの
 - (2) 営利または商業宣伝を目的とするもの
 - (3) 宗教・政党の利害に関するもの
 - (4) 他の団体または第三者の著作権・財産・プライバシーを侵害するもの
 - (5) その他情報委員会が適切でないと認めるもの
3. 掲載した情報が次の条件に当てはまる場合、情報委員会は、速やかにその内容を削除しなければならない。
 - (1) 理事会あるいは情報委員会によって、不適切であると判断された情報
 - (2) 内容が、時間経過により、掲載する情報としての意義を失った場合
4. 掲載した情報に基本的な誤りが見いだされた場合、情報委員会は速やかにその内容を

訂正・追加・削除しなければならない。内容の訂正・追加についての承認は、本条第1項の条件に準ずるものとする。

(掲載方法)

第6条 ホームページに掲載する情報は、第5条(情報の管理基準)に従って必要な承認を得た後、本会事務局が掲載するものとする。

2. 本会事務局にインターネット・電子メール、郵送等によって本会会員からホームページ掲載のために提供された情報は、情報委員長の承認の後、本会事務局が掲載するものとする。
3. 情報委員会は新たに掲載した情報および更新した情報について、定例理事会に報告するものとする。

(掲載情報への配慮事項)

第7条 ホームページに情報を掲載する場合には個人情報保護に配慮すること。特に個人を特定できる本籍、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、家族構成、思想、信条等は掲載しない。ただし個人の了解を得た場合にはこの限りではない。

2. 千代田区立九段中等教育学校及びその在校生に関する情報を掲載する場合には、学校側の承認又は許諾を得ること。
3. 文章や写真、音楽、ソフトウェア等の著作物を掲載する場合には、著作権者の許諾を受けなければならない。なお、これらを複製・転載・改変する場合も同様な取り扱いとする。(具体的事項についての補則は別に定める)

(リンクの取り扱い)

第8条 ホームページの外部からのリンクは原則として、官公署、本会及び母校に関連する団体及び個人、その他これに準ずるもので、本会理事会が適切と認めたものに限る。「第5条の2 掲載しない情報」と同様なものからのリンクはこれを認めない。(リンクに関する補則は別に定める。)

(施行日および主管)

第9条 本規程及び補則は2017年3月の本会理事会にて承認後、2017年4月1日より施行する。

2. 本規程の主管は情報委員会とし、本規程に疑義が生じた場合には情報委員会において検討し理事会にておいて決定する。

【改訂履歴】

制定・施行：2017年4月1日

第1回改訂：2020年8月12日

ホームページ管理運用規程 補則

ホームページ管理運用規程第7条第3項及び第8条に定めたホームページ等の管理運用の遂行に際しての配慮すべき必要事項をホームページ管理運用規程 補則として以下に定める。

1. 掲載情報

ホームページ等への掲載の対象となる情報は以下のものとする。

- (1) 本会及び母校に関連する情報
- (2) 本会に関連する団体の情報
- (3) 上記2項に準ずる個人及び団体が情報委員会が適切と認めた情報
- (4) 公共性があり、情報委員会が本会活動に有益と認めた情報

2. 特定の情報の削除

掲載情報のうち、会合、行事などの案内は一定期間が経過するとその情報の価値が失われるので、実施予定日から一定期間を経たら削除する。

3. 著作権への配慮

次の事項については著作権侵害または個人の権利侵害に当たるので、原則禁止とする。ホームページへの掲載が必要な場合には、情報委員会での検討と理事会の承認を得て実施すること。

- (1) 他人のホームページや電子掲示板に掲載されている文章や写真等を無断でホームページに転載すること
- (2) 書籍・新聞・雑誌などの記事や写真を無断で転載すること
- (3) テレビやビデオから取り込んだ画像やデータを無断で掲載すること
- (4) 芸能人や著名人の写真・キャラクターの画像データを無断で掲載すること
- (5) 他人が作成したソフトウェアやそれを改変したプログラムを無断で掲載すること
- (6) 音楽や歌詞またはCD等から取り込んだデータを無断で掲載すること
- (7) 他人のメールアドレスを無断で掲載すること

4. リンクの登録・申請・抹消

- (1) リンクの登録または変更削除を希望する団体及び個人は、以下の内容を明記し本会事務局宛に申請する。

- ・申請者の住所・氏名(団体名と代表者名) ・リンクページの名称及びアドレス(URL)
- ・リンクページの目的及び内容 ・管理責任者及び担当者の連絡先

- (2) リンク申請の審査

前項の申請に伴う審査及び登録は情報委員会が検討し理事会にて決定する

- (3) リンク登録の抹消

情報委員会はリンク登録後に、その内容が本規程および本補則に違反することが判明した場合には、理事会に諮り承認を得たうえで登録申請者に通知することなく当該リンク情報を削除することができる

5. その他

本補則は規程と同時に施行し、その内容は情報委員会の権限で実情に応じて随時改訂することができる。但し、改訂した内容は遅滞なく理事会に報告するものとする。

以上